

公共調達適正化研究会（第6回） 御説明資料

平成23年2月24日（木） 14：30～

資料1：不当廉売の件数の推移

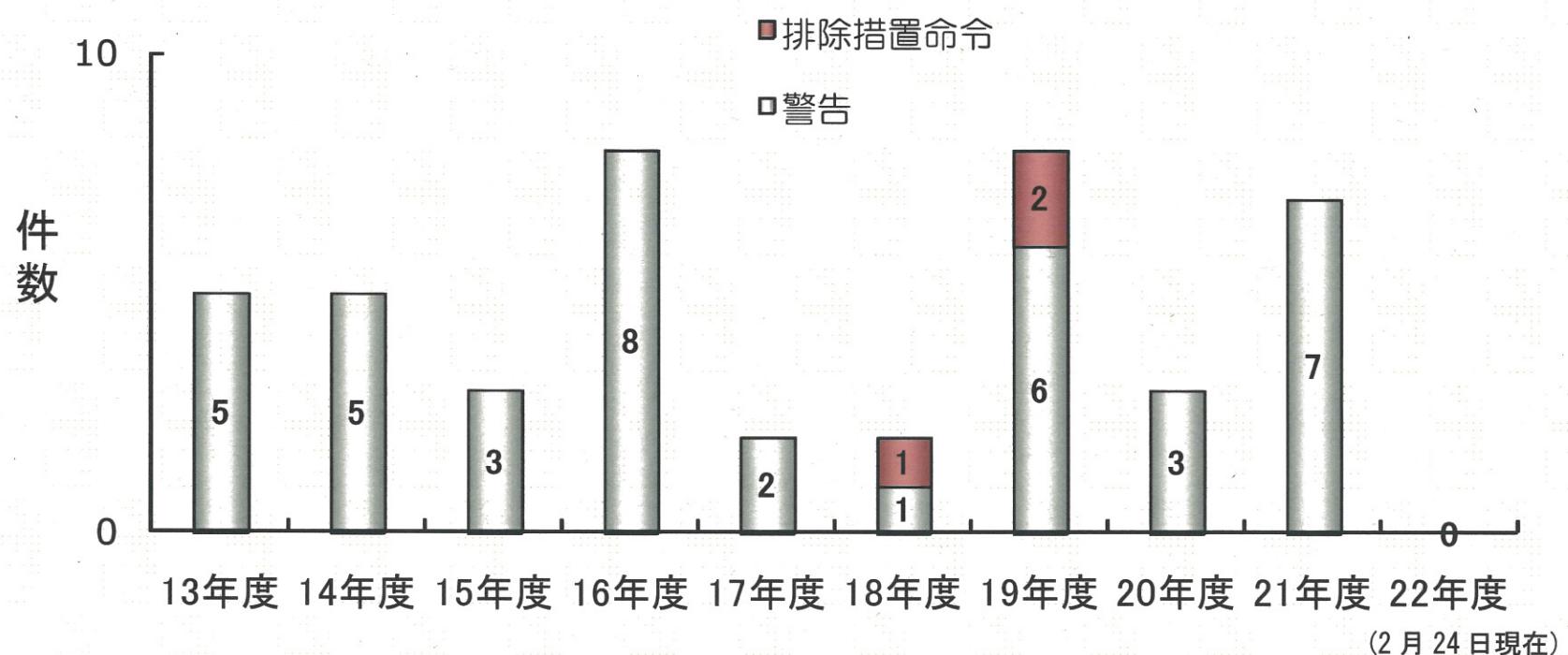
資料2：建設工事に係る低価格入札問題への対応

資料3：建設工事に係る入札談合事件の件数の推移

公正取引委員会

不当廉売事件の件数の推移 (平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間)

平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間において不当廉売に対し排除措置命令又は警告の措置を採った事件数は、43 件（排除措置命令 3 件、警告 40 件）である。



建設工事に係る低価格入札問題への対応

- 1 いわゆるダンピング受注問題については、公共建設工事の品質確保等に懸念が生じるものとして、政府全体として公共建設工事の品質確保への取組がなされているところ。
- 2 公正取引委員会は、従来、独占禁止法上の不当廉売規制の観点から、各発注者と連携し、低入札価格調査の対象となった工事等について情報を収集した上で、所要の調査を実施し、問題となる行為が認められた場合には厳正に対処している。
- 3 これまでの主な取組としては、
 - ① 平成16年4月28日に、「公共建設工事における不当廉売の考え方」を明らかにするとともに、1社に対し不当廉売に該当するおそれがあるとして警告・公表
 - ② 平成16年9月15日に、1社に対し同様に警告・公表
 - ③ 平成19年6月26日に、5社に対し同様に警告・公表
 - ④ 平成20年7月8日に、3社に対し同様に警告・公表しているところ。

今後とも、建設工事に係る低価格入札問題に関し、独占禁止法で禁止する不当廉売として問題のある行為が認められた場合には、必要な措置を探る所存。

公共建設工事における不当廉売の考え方

1 独占禁止法が禁止する不当廉売

「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給すること」（価格要件）により、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」（影響要件）がある場合に、独占禁止法で禁止する不当廉売に該当する（不公正な取引方法第6項）。

2 公共建設工事における不当廉売の考え方

公共建設工事の特性に照らし、その不当廉売の考え方を示すと、以下のとおりである。

(1) 公共建設工事における費用構成

工事原価＝直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費

工事価格＝工事原価＋一般管理費等

(2) 公共建設工事の特性を踏まえた考え方

ア 前記1の価格要件のうち「供給に要する費用」とは、通常、総販売原価と考えられており、公共建設工事においては、「工事原価＋一般管理費」がこれに相当するものと考えられる。また、「供給に要する費用を著しく下回る対価」かどうかについては、落札価格が実行予算^(注)上の「工事原価（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費）」を下回る価格であるかどうかがひとつの基準となる。

イ 前記1の影響要件については、安値応札を行っている事業者の市場における地位、安値応札の頻度、安値の程度、波及性、安値応札によって影響を受ける事業者の規模等を個別に考慮し、判断することとなる。

(注) 実行予算

落札業者は、発注者との契約締結後、契約価格（落札価格）を基に、改めてそれぞれの経費について詳細な見積りを作成する。これは、通常、実行予算と呼ばれており、実際に工事を施工するに当たっては、この実行予算に従うこととなる。

公共建設工事における不当廉売事例

件 名 (警告年月日)	内 容
株奥村組に対する件 平成20年7月8日	<p>① 農林水産省が北陸農政局において一般競争入札の方法により発注した公共建設工事2件について、不 当に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑い。</p> <p>② 富山県が制限付き一般競争入札の方法により発注した公共建設工事について、同社が代表者となった 共同企業体において、不^當に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じ させる疑い。</p>
オリエンタル白石(株)に対する件 平成20年7月8日	<p>① 国土交通省が中国地方整備局において一般競争入札の方法により発注した公共建設工事2件について</p> <p>② 国土交通省が九州地方整備局において一般競争入札の方法により発注した公共建設工事2件について</p> <p>③ 愛知県が一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注した公共建設工事2件について</p> <p>④ 三重県が一般競争入札の方法により発注した公共建設工事2件について</p> <p>それぞれ、その供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注し、他の建設業者の事業活動を困難 にさせるおそれを生じさせる疑い。</p>
戸田建設(株)に対する件 平成20年7月8日	大阪府が一般競争入札の方法により発注した公共建設工事2件について、同社が代表者となった共同企 業体において、その供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注し、他の建設業者の事業活動を困難 にさせるおそれを生じさせる疑い。
大成建設(株)に対する件 平成19年6月26日	国土交通省が北海道開発局において一般競争入札の方法により発注した公共建設工事について、同社が 代表者となった共同企業体において、不 ^當 に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせる おそれを生じさせる疑い。
株大林組に対する件 平成19年6月26日	国土交通省が北海道開発局において一般競争入札の方法により発注した公共建設工事について、同社が 代表者となった共同企業体において、不 ^當 に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせる おそれを生じさせる疑い。
(株)間組に対する件 平成19年6月26日	千葉市が一般競争入札の方法により発注した公共建設工事2件について、同社が代表者となった共同企 業体において、不 ^當 に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑 い。

馬淵建設(株)に対する件 平成19年6月26日	横浜市が一般競争入札（条件付）の方法により発注した公共建設工事5件について、単独で又は同社が代表者となった共同企業体において、その供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注し、又は不当に低い価格で受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑い。
(株)丸本組に対する件 平成19年6月26日	宮城県が条件付一般競争入札の方法により発注した公共建設工事9件について、その供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返し受注し、他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑い。
磯部建設(株)に対する件 平成16年9月15日	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所、栃木県及び栃木県今市市が指名競争入札の方法により発注する公共建設工事5件について、その供給に要する費用を著しく下回る価格で受注し、他の建設工事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。
(株)守谷商会に対する件 平成16年4月28日	長野県が発注する建設工事について、その供給に要する費用を著しく下回る価格で繰り返して受注し、長野県発注の建設工事における競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。

建設工事に係る入札談合事件の件数の推移 (平成13年度から平成22年度までの10年間)

平成13年度から平成22年度までの10年間において建設工事に係る入札談合に対し法的措置（注）を採った事件数は、85件である。

（注） 法的措置とは、①勧告、②排除措置命令及び③勧告又は排除措置命令を経ない課徴金納付命令である。

